

[株式会社島根銀行にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項]

第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託）

1. 契約者（申込人、債務者、連帯債務者または連帯保証人。以下同じ。）は、本契約（本申込を含む。以下同じ。）を含む株式会社島根銀行（以下「銀行」という。）との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という。）を銀行が保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。
- ①所定の申込書、契約書等に契約者が記載・入力等した契約者の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む。以下同じ。）、Eメールアドレス、勤務先内容、家族構成、住居状況等の属性情報
 - ②本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品名、契約額または極度額、利用額、利息、諸費用、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等、本契約の内容に関する情報
 - ③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況等（内訳を含む。）、現在の取引状況および履歴その他取引の内容
 - ④本契約に関する契約者の支払能力を調査するため、または支払途上における支払能力を調査するため、契約者が申告した契約者の資産、負債、収入、支出、銀行が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況
 - ⑤不渡情報および官報等（破産宣告等の公的記録情報、電話帳記載の情報を含む。）一般に公開・公示されている情報
 - ⑥本契約に関し銀行が必要と認めた場合に、契約者の運転免許証・パスポート、住民票等から本契約を行う者が本人であることを確認するために得た情報（犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類）
2. 銀行が銀行の事務（コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託する場合に、銀行が個人情報の保護措置を講じたうえで、本条第1項により収集した個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第2条（個人信用情報機関の利用等）

1. 契約者は、銀行が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に契約者の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、銀行がそれと与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則第13条の6の6等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査目的に限る。以下同じ。）のために利用することに同意します。
2. 銀行が本申込に関して、銀行の加盟する個人信用情報機関を利用した場合、契約者は、その利用した日および本申込の内容等が同機関に1年を超えない期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。
3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。

①銀行が加盟する個人信用情報機関

名称	電話番号	ホームページ（URL）
全国銀行個人信用情報センター	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

②同機関と提携する個人信用情報機関

名称	電話番号	ホームページ（URL）
株式会社日本信用情報機構	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/
株式会社シー・アイ・シー	0570-666-414	https://www.cic.co.jp/

第3条（個人信用情報機関への登録等）

1. 契約者は、下記の個人情報（その履歴を含む。）が、銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本	当該利用日から1年を超えない期間

契約またはその申込みの内容等	
不渡情報	第 1 回目不渡は不渡発生日から 6 か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から 5 年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から 10 年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から 5 年を超えない期間

2. 契約者は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
3. 前 2 項に規定する個人情報情報機関は、第 2 条第 3 項と同一です。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（銀行ではできません。）

第 4 条（銀行と保証会社の間での個人情報の提供）

契約者は本契約において保証会社に保証委託を行う場合は、本契約および本取引にかかる情報を含む下記情報が、保証会社における申込の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人情報情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他契約者との取引が適切かつ円滑に履行されるために、銀行より保証会社に提供されることに同意します。

- ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、契約書等に記載のすべての情報
- ②銀行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本取引に関する情報
- ③銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、保証会社における保証審査、管理に必要な情報
- ④延滞情報を含む本契約の弁済に関する情報
- ⑤銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

また、契約者は、本契約にかかる情報を含む下記情報が、銀行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、本契約および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、加盟する個人情報情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他契約者との取引が適切かつ円滑に履行されるために、保証会社より銀行に提供されることに同意します。

- ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、契約書等に記載のすべての情報
- ②保証会社における保証審査の結果に関する情報
- ③保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報
- ④保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報
- ⑤銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続に必要な情報

第 5 条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 契約者は、銀行ならびに第 2 条および第 3 条に記載する個人情報情報機関に対して、自己に関する個人情報を開示するように請求することができます。
 - ①銀行に開示を求める場合には、第 8 条記載の窓口にご連絡ください。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（銀行ではできません。）
 - ②個人情報情報機関に開示を求める場合には、第 2 条第 3 項に記載の個人情報情報機関にご連絡ください。
2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、銀行は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第 6 条（本同意条項に不同意の場合）

銀行は、契約者が本契約の必要な事項（本申込時に契約者が記載・入力すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。

第 7 条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても、本申込をした事実、第 1 条、第 2 条および第 3 条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第 8 条（問合せ窓口）

契約者の個人情報の開示・訂正・削除に関するお問合せは、下記までお願いします。

株式会社島根銀行 業務管理グループ

住 所：〒690-0003 島根県松江市朝日町 484 番地 19

電話番号：0852-24-1234（代表）

以上